



平成 30 年 8 月 10 日

<タイトル> 佐渡市農業用濁水対策を実施します

農業者が行う農作物への干ばつ被害を軽減させるため、その対策に要するタンクやポンプの購入等の経費に対して補助金を交付します。

1 対象期間

水稻は、7月21日から8月20日までに新規に購入又は借り上げ使用したもの

園芸、果樹については、7月21日から9月20日までに新規に購入又は借り上げ使用したもの

2 補助対象

農業者個人、農業者等の組織する団体、農業法人

3 事業内容

農業用水のくみ上げに使うポンプやタンク等の購入、借り上げ経費に対し1/2以内で補助(限度額あり)

4 問い合わせ先

詳しくは、佐渡市農業政策課へお問い合わせください。

本件についての問合せ先  
佐渡市役所産業観光部農業政策課  
生産振興係 担当:木下、西牧  
電話(直通)0259-63-5117